

大分県報

令和二年
第七九号
二月十二日

（水曜日）

目次

規則
大分県農業協同組合法施行細則の一部改正……………一

告示

- 令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数……………二
令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数……………二
令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数……………二
令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数……………二
令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金所得係数……………三
令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金基礎額調整係数……………三
青少年に有害な興行の指定……………三
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………三
土地改良区の定款変更認可……………五
道路区域の変更……………五
道路の供用開始（二件）……………五
落札者等の公示（三件）……………六

規則

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七号

大分県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
大分県農業協同組合法施行細則（昭和五十四年大分県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。
第十九条に次の一号を加える。
三 会計監査人（退任）届（第二十五号様式の二）
第二十五号様式の次に次の一様式を加える。

第25号様式の2（第19条関係）

会計監査人就任（退任）届

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
届出者 名 称
代表者の職
及び氏名

印

下記のとおり会計監査人が就任（退任）したので、農業協同組合法第97条の規定により届け出ます。

記

（就任）

会計監査人の氏名(法人にあつては、その名称)	就任年月日

（退任）

会計監査人の氏名(法人にあつては、その名称)	退任年月日

（添付書類）

- 1 就任又は退任についての議決をした総会(総代会)の議事録の謄本又は抄本
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

附則
この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第七十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第四十条の規定により読み替えられた同令第九条第五項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第十三条第一項で定める基準に従い、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数を〇・七一五九九四六九一二七〇とした。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第八項の規定により、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第一百一十号）第十条第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・八六七〇四〇一九二〇七〇三とした。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第四十条の規定により読み替えられた同令第十条第三項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第十七条第一項で定める基準に従い、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数を〇・七二五一一五二三八九八三八九とした。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十条第六項の規定により、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）第十六条第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・九九九九九九八四四五一とした。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条第三項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第二十一条第一項で定める基準に従い、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金所得係数を〇・六九二三三六〇六一九四八四とした。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条第六項の規定により、令和二年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）第二十五条第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・九九九九九九五三七六とした。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第七十六号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年二月十二日

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令二・ 一・二九	映画	絶倫探偵 巨乳を追え！	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	女囚いけにえ調教	オーピー映画	
〃	〃	情欲怪談 呪いの赤襦袢	オーピー映画	
〃	〃	喪服未亡人 危険な戯れ	新東宝映画	
〃	〃	痴漢最終電車	新東宝映画	

大分県告示第七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ明野
 - 大分市大字小池原字光恩寺千五百五十番地一 外十四筆
株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤 秀晴
 - 変更した事項
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社マルシヨク
代表取締役 菊池 俊勝
大分市東春日町十三番十一号

大分県報（告示）

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外六者

4 変更の年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年十二月五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年二月十二日から同年六月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年六月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク津久見店

津久見市中央町七百六十番地の五十三

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池 俊勝

大分市東春日町十三番十一号

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外九者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年十二月五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年二月十二日から同年六月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年六月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和二年二月十二日

大分県知事

広瀬 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

明正土地改良区

豊後大野市

令二・一・三〇

大分県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月十二日

大分県知事

広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

一般国道三二六号

豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五三番三三地从先から
豊後大野市三重町芦刈字津留前四八一番八九まで
豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五三番三三三から
豊後大野市三重町芦刈字津留前四八一番一七まで
佐伯市鶴見大字丹賀浦字土上河内三一番八〇から
佐伯市鶴見大字丹賀浦字ワルサ三番一七地先まで

前
後
前

メートル
四六・二
八・五
五三・七
一一・一
二六・七
七・八

メートル
九六〇・〇
九六〇・〇
二〇五・一

県道梶寄浦佐伯線

佐伯市鶴見大字丹賀浦字土上河内三一番八〇から
佐伯市鶴見大字丹賀浦字ワルサ三番一七まで

後
五四・三
八・五

二〇五・一

佐伯市鶴見大字中越浦字中津浦九七番一地从先から
佐伯市鶴見大字中越浦字中津浦八四番四まで

前
八・九
四・〇
後
一三・六
五・六

三四・三
三四・三

大分県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月十二日

大分県知事

広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道梶寄浦佐伯線
佐伯市鶴見大字丹賀浦字土上河内三一番八〇から
佐伯市鶴見大字丹賀浦字ワルサ三番一七まで
佐伯市鶴見大字中越浦字中津浦九七番一地从先から
佐伯市鶴見大字中越浦字中津浦八四番四まで

令二・二・二二
令二・二・二二
令二・二・二二

県道色宮港木立線

佐伯市大字木立字築良田六一八二番二から
佐伯市大字木立字築良田六一八一番三まで

令二・二・二二

大分県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月十二日

大分県報（告示）

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道庄内久住線

竹田市久住町大字仏原字久保八三五番二から
竹田市久住町大字仏原字久保七九三番五まで

令二・二・一二

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎本館及び新館で使用する電気

五百二十万六千七百七十九ワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

六千四百六十二万二千八百六十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎別館ほか二十四庁舎で使用する電気

三百四十五万三千三百十ワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

五千百四十四万九千八百五十三円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県二豊学園ほか六庁舎で使用する電気

二百一十四万四千四百八十八ワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年一月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 近藤 芳史

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

三千四十七万五千三百十七円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年十二月三日

令和二年二月十二日

大分県報（公告）

七